

表7 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（2）

全窒素及び全燐に係る環境基準の水域類型指定

海域	水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
伊勢湾水域	伊勢湾(イ)	別記1の水域		Ⅳ	直ちに達成。	平成14年3月15日 環境省告示
	伊勢湾(ハ)	別記2の水域		Ⅲ	直ちに達成。	
	伊勢湾(ニ)	別記3の水域		Ⅱ	直ちに達成。	
三河湾水域	三河湾(イ)	別記4の水域		Ⅳ	5年以内で可及的速やかに達成。	平成7年10月11日 愛知県告示
	三河湾(ロ)	別記5の水域		Ⅲ	直ちに達成。	
	三河湾(ハ)	別記6の水域		Ⅱ	5年以内で可及的速やかに達成。	

(別記)

1. 木曾川左岸導流堤南端から伊勢湾灯標まで引いた線、同灯標から名古屋港南5区埋立地南端まで引いた線、同埋立地東端から日長川河口左岸まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域
2. 二本木川河口左岸から大野港北防波堤灯台まで引いた線、大野港北防波堤及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)及び伊勢湾(ロ)に係る部分を除いたもの
3. 羽豆岬から篠島北端まで引いた線、同島南端から伊良湖岬まで引いた線、同地点から大王崎まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域であって、伊勢湾(イ)、伊勢湾(ロ)及び伊勢湾(ハ)に係る部分を除いたもの
4. 衣浦港防波堤及び陸岸により囲まれた海域
5. 三河港港湾区域の海域
6. 田原市伊良湖岬と知多郡南知多町篠島南端を結ぶ線、同島北端と同町羽豆岬を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域であって、三河湾(イ)及び三河湾(ロ)に係る部分を除いたもの

表8 水質汚濁に係る環境基準の水域類型の指定状況（3）

水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型指定

水域区分	水域名	範囲	類型	達成期間	備考
木曾川水域	木曾川(2)	中濃大橋より下流に限る	生物B	直ちに達成	平成21年11月30日 環境省告示
	矢作川(ア)	矢作ダムより上流	生物A	直ちに達成	
	矢作川(イ)	矢作ダムより下流	生物B	直ちに達成	
	巴川	全域	生物B	直ちに達成	
	乙川(ア)	乙川天神橋より上流	生物A	直ちに達成	
	乙川(イ)	乙川天神橋より下流	生物B	直ちに達成	
	鹿乗川	全域	生物B	直ちに達成	
	矢作古川	全域	生物B	直ちに達成	
	介木川	全域	生物A	直ちに達成	
	男川	全域	生物B	直ちに達成	
木瀨川及び乙女川下流	雨山川及び乙女川下流	雨山川全域及び雨山川合流点より下流の乙女川	生物B	直ちに達成	
	木瀨川及び乙女川下流	木瀨川全域及び木瀨川合流点より下流の六伏川	生物B	直ちに達成	

表9 愛知県における工場・事業場に係る排水規制指導の概要

		物質又は項目名	規制時期	根 拠	排出基準適用対象
濃度規制	生活環境項目	pH、BOD、COD、SS、油分(動植物性、鉱油)、フェノール類、銅、亜鉛、鉄、マンガン、クロム、大腸菌群数	昭和46. 6. 24 昭和47. 4. 1	水質汚濁防止法 上乗せ条例	・日平均排水量(以下同じ)50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場 ・50m <sup>3</sup> 未満を含む特定事業場(水域・業種等により対象規模が異なる。)
		窒素、磷	昭和60. 7. 15 平成 5. 10. 1	水質汚濁防止法 水質汚濁防止法	・特定の湖沼及びその流入河川に50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場※ ・伊勢湾及びその流入河川に50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場(※を除く)
		カドミウム、鉛、シアン、有機磷、六価クロム、ヒ素、水銀、アルキル水銀(以上化合物を含む)、PCB	昭和46. 6. 24	水質汚濁防止法	すべての特定事業場(上乗せ条例により一部水域でシアンを規制している。)
	健康項目	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン	平成 1. 10. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		1,1,1-トリクロロエタン、四塩化炭素、ジクロロメタン他10物質	平成 6. 2. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
		ほう素、ふっ素(以上化合物を含む)、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物	平成13. 7. 1	水質汚濁防止法	すべての特定事業場
	総量規制	COD、窒素、磷(窒素、磷は第5次総量規制から適用)	昭和55. 7. 1 昭和62. 7. 1 平成 3. 7. 1 平成 8. 9. 1 平成14. 10. 1 平成19. 9. 1	水質汚濁防止法	・伊勢湾及びその流入河川に50m <sup>3</sup> 以上排出する特定事業場 (第1次総量規制) (第2次総量規制) (第3次総量規制) (第4次総量規制) (第5次総量規制) (第6次総量規制)
	指導値	COD、窒素、磷(窒素、磷は平成15.10.1から適用)	昭和56. 2. 3 平成15. 10. 1	小規模事業場等排水対策指導要領	・総量規制基準適用外事業場のうち、一定の排水量以上の工場等(特定事業場以外を含む)

(注) 上乗せ条例: 水質汚濁防止法第3条第3項に基づく排水基準を定める条例

(資料) 環境部作成

表10 水質汚濁防止法に基づく特定事業場数

水	城	所	管	業 種 別 内 訳 (件)													事 業 場 数 (件)				
				畜 産 農 業	食 料 品 製 造 業	織 維 工 業	化 学 工 業	窯 業	鉄 鋼 業	機 械 製 造 業	浄 水 施 設	旅 館 業	洗 たく 業	病 院	車 両 洗 浄 施 設	試 験 研 究 機 関		ご み 処 理 場	下 水 道 終 末 処 理 場	そ の 他	
木	曾	川	愛 知 県	3	8	0	0	0	0	0	0	1	2	25	10	1	8	1	23	3	87
			宮 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	1	4
			泉	105	313	26	29	284	12	246	5	399	420	10	10	37	646	13	1,123	420	4,088
			名 古 屋 市	0	13	4	4	7	0	36	0	9	33	1	1	10	41	2	50	21	231
			一 宮 市	4	32	59	0	4	1	16	1	23	71	1	1	6	92	2	133	51	496
			春 日 井 市	3	19	2	5	14	0	69	3	20	86	2	2	10	87	1	129	86	536
			泉	1	5	0	0	2	0	15	1	5	20	0	0	2	30	0	64	10	155
			名 古 屋 市	3	6	8	5	6	6	27	1	11	19	1	1	29	7	19	13	162	
			泉	179	207	17	29	62	6	271	3	293	209	8	8	366	9	413	245	2,353	
			名 古 屋 市	0	1	0	0	0	0	0	0	2	3	0	0	1	0	1	1	1	9
			岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	2
			豊 田 市	8	7	0	0	3	0	45	0	14	22	1	1	66	0	90	39	297	
			泉	100	49	10	1	18	3	43	1	49	71	3	3	111	4	126	45	635	
			名 古 屋 市	10	25	7	5	18	0	39	3	44	47	3	3	100	11	102	47	463	
			豊 田 市	41	40	0	4	52	0	31	4	104	44	0	0	104	8	129	91	654	
			泉	425	171	23	9	24	5	72	2	265	153	4	4	188	27	155	119	1,648	
			豊 橋 市	198	70	3	3	18	1	39	3	48	71	7	7	121	12	93	86	773	
			岡 崎 市	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
			泉	2	8	0	0	5	0	0	0	29	3	0	3	3	0	6	3	60	
			泉	815	761	76	68	395	26	648	14	1,065	886	26	26	1,352	108	1,910	845	9,026	
			名 古 屋 市	3	20	12	9	13	6	63	1	22	55	2	2	71	17	70	35	402	
			豊 橋 市	198	70	3	3	18	1	39	3	48	71	7	121	12	93	86	773		
			岡 崎 市	10	25	7	5	18	0	40	3	44	47	3	102	11	102	47	466		
			泉	4	32	59	0	4	1	16	1	23	71	1	92	6	136	52	500		
			春 日 井 市	3	19	2	5	14	0	69	3	20	86	2	87	10	129	86	536		
			豊 田 市	49	47	0	4	55	0	76	4	118	66	1	170	10	219	130	951		
			計	1,082	974	159	94	517	34	951	29	1,340	1,282	42	1,995	174	2,659	1,281	12,654		

(注)1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成23年3月末現在

(資料)環境部調べ

表11 水質汚濁防止法に基づく排水基準適用事業場数

水	域	所	管	業種別内訳 (件)													事業場数 (件)					
				畜産農業	食料品製造業	繊維工業	化学工業	窯業	鉄鋼業	機械・製造業	浄水施設	旅館	洗たく業	病院	車両洗浄施設	試験研究機関		ごみ処理場	下水道処理施設及び	その他		
木	曾	川	愛知	0	1	0	0	0	0	0	0	1	3	1	1	0	0	0	0	17	2	28
			宮市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	2
			愛知	12	67	10	21	49	6	153	0	43	34	8	10	1	20	1	401	74	909	
			名古	0	5	0	4	2	0	12	0	6	3	0	5	4	1	23	4	69		
			屋市	3	8	37	0	1	0	5	0	9	1	0	0	5	0	46	13	128		
			一宮	0	2	1	4	2	0	44	1	4	7	2	1	7	0	48	13	136		
			春日井	1	2	0	0	0	0	8	0	2	1	0	3	1	0	34	1	53		
			愛知	0	1	1	4	3	5	5	1	5	0	0	1	2	0	14	6	48		
			名古屋	8	28	2	24	23	4	143	0	29	14	6	2	18	3	142	32	478		
			愛知	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	2		
			名古屋	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			岡崎	1	2	0	0	0	0	32	0	2	1	1	3	2	0	29	13	86		
			豊田	15	9	4	1	4	1	22	0	8	6	2	0	2	0	57	6	137		
			愛知	2	5	4	3	1	0	18	0	6	5	2	2	5	1	44	13	111		
			岡崎	1	10	0	2	32	0	22	0	18	3	0	2	5	0	41	32	168		
			豊田	53	30	9	7	4	4	45	0	42	15	0	1	15	0	69	20	314		
			愛知	29	20	1	2	2	1	19	0	7	3	7	3	11	0	36	21	162		
			豊橋	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1		
			岡崎	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
			愛知	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	4	0	6		
			豊川	89	137	25	53	81	15	372	1	128	71	17	16	57	4	724	135	1,925		
			愛知	0	7	1	8	5	5	17	1	11	3	0	6	6	1	38	10	119		
			名古屋	29	20	1	2	2	1	19	0	7	3	7	3	11	0	36	21	162		
			豊橋	2	5	4	3	1	0	19	0	6	5	2	2	5	1	44	13	112		
			岡崎	3	8	37	0	1	0	5	0	9	1	0	0	5	0	48	13	130		
			一宮	0	2	1	4	2	0	44	1	4	7	2	1	7	0	48	13	136		
			春日井	2	12	0	2	32	0	54	0	20	4	1	5	7	0	70	45	254		
			豊田	125	191	69	72	124	21	530	3	185	94	29	33	98	6	1,008	250	2,838		
			計																			

(注)1 し尿処理施設及び下水道終末処理場の欄に指定地域特定施設を含む

2 平成23年3月末現在

(資料)環境部調べ

表12 項目別排水基準超過の状況(平成22年度)

検査項目(略号)	検査件数(件)	排水基準値を 超えた数(件)	排水基準値を 超えた割合(%)
一般項目			
pH	373	11	2.9%
BOD	306	16	5.2%
COD	334	2	0.6%
SS	350	13	3.7%
ノルマルヘキサゲン抽出物質	8		
フエノール類	8		
銅	12	1	8.3%
鉛	56		
鉄	2		
溶解性マンガン			
クロム	33	1	3.0%
大腸菌群数			
全窒素	352	2	0.6%
全リン	352	3	0.9%
カドミウム	13	1	7.7%
アモニウム	27	2	7.4%
有機リン			
鉛	20		
クロム	45		
砒素	4		
銀	3		
PCB			
トリクロロエチレン	13		
テトラクロロエチレン	14	1	7.1%
ジクロロメタン	5		
四塩化炭素	10		
1,2-ジクロロエタン			
1,1-ジクロロエチレン			
シス-1,2-ジクロロエチレン			
1,1,1-トリクロロエタン	11		
1,1,1,2-トリクロロエタン			
1,1,3-ジクロロプロペン			
チウラ			
シマジン			
チオベンカルブ			
ベンゼン			
セレン	1		
ほう素	19		
つばき	36	1	2.8%
アンモニアアンモニウム化合物			
亜硝酸化合物及び硝酸化合物	7	1	14.3%
その他	9		
計	2423	55	2.3%

(注) 検査件数は排水に係るもののみである。

表13 ゴルフ場排水農薬調査の結果について(平成22年度)

区分	ゴルフ場数	分析農薬種数	延べ検体数	
			うち指針値 超過数	1
殺虫剤	17	10	52	1
殺菌剤	25	18	137	0
除草剤	13	17	78	0
全体	25	45	267	1

(注) 1 延べ検体数は、採水した試料についての分析項目の合計を示す。  
2 岡崎市、春日井市及び豊田市分を含む。

3 指針値を超過した1検体は、平成22年9月29日に指針値が改正されたトリクロロホン(指針値:改正前0.5mg/L、改正後0.05mg/L)が指針改正後の採水(政令市が実施)において新指針値を超過しているもの。

(資料) 環境部調べ

表14 公共下水道の供用状況

都市名	行政人口 ① (人)	処理区域		普及率 ②/① (%)
		面積 (ha)	人口② (人)	
名古屋	2,180,800	27,815	2,158,200	99.0%
豊橋市	365,673	4,742	269,866	73.8%
岡崎市	366,255	5,487	313,473	85.6%
一宮市	381,228	3,529	216,622	56.8%
瀬戸市	129,476	1,184	66,659	51.5%
半田市	117,427	1,719	96,778	82.4%
春日井市	301,773	3,077	198,721	65.9%
豊川市	179,864	2,828	129,399	71.9%
津島市	65,422	324	18,199	27.8%
碧南市	69,957	949	42,519	60.8%
刈谷市	141,812	2,104	124,766	88.0%
豊田市	408,569	4,194	270,168	66.1%
安城市	175,664	2,035	125,708	71.6%
西尾市	163,830	2,116	89,266	54.5%
蒲郡市	80,898	1,084	48,710	60.2%
犬山市	73,895	967	43,141	58.4%
常滑市	55,045	1,001	21,490	39.0%
江南市	100,029	336	21,637	21.6%
小牧市	145,634	1,838	99,104	68.1%
稲沢市	135,324	815	46,349	34.3%
新城市	50,506	372	15,426	30.5%
東海市	107,931	1,229	73,889	68.5%
大府市	83,899	1,059	65,218	77.7%
知多市	84,717	1,276	76,919	90.8%
知立市	65,518	501	35,171	53.7%
尾張旭市	80,457	723	50,165	62.4%
高浜市	43,208	410	21,253	49.2%
岩倉市	45,862	331	26,686	58.2%
豊明市	66,158	698	48,384	73.1%
日進市	81,610	800	51,808	63.5%
田原市	64,947	824	29,968	46.1%
愛西市	65,991	149	8,938	13.5%
清須市	64,621	0	0	0.0%
北名古屋	80,420	350	22,517	28.0%
弥富市	43,246	127	6,237	14.4%
みよし市	56,649	852	43,121	76.1%
あま市	86,430	211	11,897	13.8%
東郷町	40,902	462	29,497	72.1%
長久手町	48,785	644	41,239	84.5%
豊山町	14,002	134	6,465	46.2%
大口町	22,126	479	16,385	74.1%
扶桑町	33,805	173	10,109	29.9%
大治町	29,623	49	2,627	8.9%
蟹江町	36,491	139	11,303	31.0%
阿久比町	25,929	316	20,559	79.3%
東浦町	48,820	518	32,973	67.5%
武豊町	41,841	637	32,114	76.8%
幸田町	37,030	559	25,384	68.5%
東栄町	3,915	98	1,976	50.5%
その他の都市	55,612	0	0	0.0%
計	7,249,626	82,263	5,219,003	72.0%
計(名古屋を除く)	5,068,826	54,448	3,060,803	60.4%

(注) 1 処理区域面積は平成23年4月1日現在の数値。  
 2 行政人口及び処理区域人口は平成23年3月31日現在の住民基本台帳調べによる。  
 3 処理区域：排水区域のうち排除された下水を終末処理場により処理することができる区域で、下水道法第九條第二項に適用する同条第一項の規定により公示された区域  
 4 上記集計表には区域外流入は含まない。  
 (資料) 建設部調べ

表15 流域下水道の供用状況

処理区名	処理場名	構成市町	供用開始 年度	処理区域 面積 (h a)	処理区域 人口 (人)	処理能力 (m <sup>3</sup> /日)
矢作川 流域下水道	矢作川 浄化センター	岡崎市, 豊田市, 安城市 西尾市, 幸田町	H 4	11,975 19,040	682,015 850,740	240,000 463,800
境川 流域下水道	境川 浄化センター	刈谷市, 豊田市, 安城市 大府市, 知立市, 豊明市 みよし市, 東郷町, 東浦町	H元	7,804 13,074	483,358 607,316	160,000 386,800
衣浦西部 流域下水道	衣浦西部 浄化センター	半田市, 知多市, 阿久比町 東浦町, 武豊町	H 3	3,151 4,773	183,538 229,788	65,600 141,600
衣浦東部 流域下水道	衣浦東部 浄化センター	碧南市, 安城市, 高浜市	H 8	1,725 3,344	74,801 128,770	20,900 74,900
豊川 流域下水道	豊川 浄化センター	豊橋市, 豊川市, 蒲郡市 新城市	S 5 5	4,295 7,141	188,825 256,660	91,500 197,000
五条川左岸 流域下水道	五条川左岸 浄化センター	犬山市, 小牧市, 岩倉市 大口町	S 6 2	3,154 6,266	156,914 233,540	93,850 159,400
日光川上流 流域下水道	日光川上流 浄化センター	一宮市, 稲沢市	H 1 2	2,509 7,253	156,195 331,938	51,850 234,200
五条川右岸 流域下水道	五条川右岸 浄化センター	一宮市, 犬山市, 江南市 岩倉市, 大口町, 扶桑町	H 1 3	1,191 5,518	67,027 263,140	30,600 138,800
新川東部 流域下水道	新川東部 浄化センター	北名古屋, 豊山町	H 1 9	484 1,733	28,982 89,370	5,500 52,300
日光川下流 流域下水道	日光川下流 浄化センター	津島市, 愛西市, 弥富市 あま市, 大治町, 蟹江町	H 2 1	825 6,006	47,060 318,830	12,050 192,800
新川西部 流域下水道	新川西部 浄化センター	清須市, 北名古屋	H 1 7 着手	0 1,361	0 66,740	0 35,200

(注) 表の数値については、それぞれ以下のとおり。  
 上段：平成23年3月31日現在の整備実績  
 下段：基本計画値  
 (資料) 建設部調べ